

十 十
二 一
初 利
期 率
利 子

年一〇パーセント
平成二十年二月十五日を支払
とし、次の算式により算した
金額を支払う。ただし、支払
が銀行休業日に当たるときは、
その翌営業日に支払う。以下、
次号及び第十四号において規定
する期日について同じ。

$$\frac{\text{額面金額} \times 1.0}{100} \times \frac{1}{2}$$

十 三
後 第
の 二
利 期
子 以

毎年二月十五日及び八月十五日
を支払期とし、各支払期におい
て、その日以前六月間に属する

十 四
償 還
金 期
額 限

平成二十一年八月十五日
額面金額百円につき百円

十 五
元 利
金 支

日本銀行

十 七
払 込
期 日

平成十九年八月十五日